

よくあるお問い合わせ（Q & A）

★受付全般について -----

Q：受付期間はいつですか。

A：次のとおりです。

※詳しくは、別途「入札参加資格申請案内」にて御確認ください。

受付期間	市内業者及び準市内業者	令和2年12月7日(月)～令和2年12月18日(金)
	市外業者	令和3年1月12日(火)～令和3年1月29日(金)

Q：受付方法を教えてください。

A：新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、対面の機会を削減するため、原則として郵送により提出してください。（御理解・御協力をよろしくお願い致します。）

Q：有効期限を教えてください。

A：令和3年4月1日から令和5年3月31日までです。

Q：定期受付期間終了後の令和3年2月1日から令和3年3月31日の間は申請できますか。

A：受付できません。（詳しくは、次のQ & Aを参照してください。）

Q：今回の定期受付終了後、随時受付は可能ですか。

A：令和3年4月1日（木）から郵送により随時受付を開始します。受付順に登録するため登録完了まではおおよそ2週間程度かかる場合があります。
なお、この随時受付の場合の有効期限は、登録日（書類の受付審査後の登録処理完了日）から令和5年3月31日までとなります。

Q：集中受付申請後、登録内容に変更が生じました。

A：変更が生じた後、速やかに入札参加資格申請記載事項変更届を郵送により提出してください。

Q：複数の委任先の登録は可能ですか。

A：できません。

Q：電子申請はできますか。

A：できません。紙媒体により郵送にて提出してください。

★添付書類について -----

Q：チェック表は提出しますか。

A：審査の際に使用するため、提出前にチェックを入れ、申請書類と一緒に提出してください。

Q：納税証明書はいつの年度のものを用意すればいいですか。

A：最新の年度のものを用意してください。

Q：未納がありますが申請できますか。

A：未納の場合、受理できません。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が猶予されている場合は、その旨がわかる書類（通知、証明書等）を添付してください。

Q：納税した際の領収書でも納税証明書の代わりになりますか。

A：領収書では納税証明書の代わりにはなりません。

このため、納税証明書を提出してください。

※3カ月以内の証明書で現在の納税状況が確認できればコピー可

Q：会社の独自様式を使用して申請できますか。

A：島田市の様式を使用してください。

なお、申請書類チェックシートに「**※様式の内容を満たしていれば、他様式可**」と記載がある書類は会社の独自様式を使用できます。

Q：工事経歴書や実績調書に企業秘密事項があります。

A：記載可能な範囲で作成をお願いします。（会社の独自様式を使用できます。）

★工事について -----

Q：受付後、経営事項審査を更新しました。

A：結果通知書の写しをすみやかに郵便又はメールにより提出してください。

※ファクシミリによる提出は、文字が鮮明に読み取れない場合がありますので、御遠慮ください。

Q：経営事項審査を更新していません。

A：工事での入札参加資格申請はできません。

なお、物品等入札参加資格申請の「小規模工事」（※）であれば申請できます。（※「申請区分分類表（役務）」の業種コード：4030）

★工事・委託について -----

Q：個人業者ですが、法人番号は空欄でいいですか。

A：空欄でいいです。

Q：システム利用届は必要ですか。

A：電子入札に新規で登録する場合や利用者登録番号の再発行を希望する場合に限り必要です。

★物品等について -----

Q：工事に関係しない業務委託（役務）を希望します。どの区分で申請したらいいでしょうか。

A：「物品購入等入札参加資格申請」にて申請してください。島田市では、この「物品購入等入札参加資格申請」に「役務」が含まれます。

Q：経営事項審査を受けていませんが、小規模工事の登録を希望したいです。どの区分で申請したらいいでしょうか。

A：「物品購入等入札参加資格申請」にて申請してください。島田市では、この「物品購入等入札参加資格申請」に「役務」が含まれており、この「役務」の中に「小規模工事」（業種コード：4030）が用意されています。

Q：希望する業種コードがありません。「希望業種調書」にはどのように記入したらいいでしょうか。

A：「申請区分分類表」の中で一番近い業種コードの「その他」（品名コード：9900）を「希望業種調書」の品名コードの欄に記入し、枠外の余白に具体的な取扱い業種等を記入してください。